

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ニセコ町国民健康保険税条例（昭和56年ニセコ町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の8.11」を「100分の8」に改める。

第6条中「100分の2.83」を「100分の2.58」に改める。

第8条中「100分の1.99」を「100分の1.98」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（国民健康保険税の減免の特例）

第24条 当分の間、第5条の規定にかかわらず、賦課期日の属する年の翌年の3月31日において、18歳以下である被保険者に係る国民健康保険税の均等割額を免除する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項並びに同条第3項ただし書の改正規定及び第23条第1項の改正規定中、「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「29万5千円」を「30万5千円」に、「54万5千円」を「56万円」に改める部分の改正規定は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第 号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。